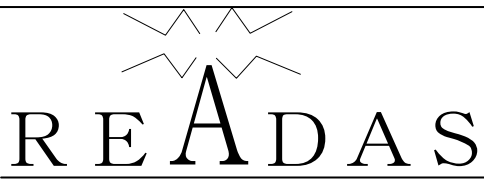


第 4836 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 10月 18日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 特殊関係使用人に対する給与の取扱い

Q：私の息子は役員ではありません。使用人としての給与を支給しようと思っておりますが、税務上どのように取り扱われますか？

A：その給与のうち、過大であると認められる部分は損金の額に算入されません。

【解説】

法人税では、役員に対する給与については、損金算入に制限を設けていますが、使用人に対する給与については、原則として、損金算入を認めています。

しかし、使用人に対する給与をすべて損金算入にしてしまうと、本来役員に対して支給すべきであった給与を使用人である役員の親族に過大な給与を支給するなどして、所得の分散を図ったり、法人税の節税がなされたりしますので、法人税では、役員と特殊関係にある使用人(特殊関係使用人)に対して支給する給与については、その給与の額のうち不相当に高額と認められる部分の金額については、損金の額に算入しないという取扱いを設けています。

特殊関係使用人とは、次に該当する者をいいます。

- ① 役員の子孫
- ② 役員と事実上婚姻関係と同様の関係にある者
- ③ ①及び②以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
- ④ ②及び③の者と生計を一にするこれらの者の親族

